

## 総務・文教常任委員会審査報告

○町田義昭議長 初めに、総務・文教常任委員会の審査の報告を求めます。

大道寺 信委員長。

(大道寺 信総務・文教常任委員長登壇)

○大道寺 信総務・文教常任委員長 おはようございます。

平成23年第2回市議会定例会において総務・文教常任委員会に付託になりました議案9件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月9日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査をいたしております。

それでは、議案第12号 置賜広域行政事務組合規約の一部変更についてご説明申し上げます。

本案は、米沢市、南陽市、高島町及び川西町に係る消防及び救急業務に関する事務を置賜広域行政事務組合が行う共同処理業務に新たに加えるため提案されたものであります。

審査に際し、企画調整課長から、置広事務局内に平成21年度に消防広域化推進室を設け、3市5町の消防広域化を検討したが、西置賜行政組合の消防事務計画と東南置賜各市町との調整が調わず、22年度は消防広域化準備室を設置し、東南置賜2市2町の広域化の準備をしていたとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、置広は3市5町で構成しているにもかかわらず、東置賜はし尿、やすらぎ荘、そして今回の消防と、その事務処理を置広で行っているが、広域的な行政を処理する組合である以上、整理をすべきではないかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、複合的一部事務組合は地方自治法上で認められているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、法や負担金の問題ではな

く、共同処理する事業のあり方として老人ホームの経営など一方では組織をつくり行っていて、一方では置広で行うというのはおかしい。ぜひ整理をするよう置広理事会等で議論してもらいたいとの要望がなされた後、採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本案は、財団法人文教の杜ながいを指定管理者に指定し、文教の杜ながいの管理を行わせるため提案されたものであります。

審査に際し、文化生涯学習課長から、財団法人文教の杜ながいは、市内の文化関係者や地元の方から理事、評議員として運営に携わっていただいている団体であることから非公募で選定したとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、選定委員会の結果を見ると合格点ぎりぎりの評価もあり、この評価を重く受けとめ、対応策を示していただきたいがどうかとの質疑がなされ、文化生涯学習課長からは、契約をする際、改善なり対応策を検討していただき、その結果を議会にも報告するとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、公益法人改革の対応として一般法人となるよう準備を進めているのであれば株式会社と変わらない立場であり、公募すべきではなかったのか。3年後は公募になるのかとの質疑がなされ、文化生涯学習課長からは、まだ具体的な提案は受けておらず、今回は非公募とした。財団法人の性格がはっきりし、特にその財団を指定する必要がないとなれば選定方法を考えなければならないとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、事業計画書にある財団が掲げる基本方針、目標には大賛成だが、そのための準備や達成するための課題は何かとの質疑がなされ、文化生涯学習課長からは、財団の施

設の管理方法に大きな問題はなかったが、利用拡大の取り組みは少なかった。ただ、利用者をふやす努力をしてほしいという市の方針を伝えていなかったこともあり、次期の契約には盛り込みたいとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、指定管理者評価シートには指定管理者の意見として「何とか3年間やってみた。少ない人数で広い敷地、使用目的の違う施設を管理するのは正直大変だった。長井の地で指定管理というやり方が適当なのか。長井方式を新たに考えられないかよく検討してはどうか。」と記載されており、財団は悩みを持っているようだ。指定管理者制度を導入して行っているわけで、その制度が生かされるよう協議しなければならないのではないかと質疑がなされ、教育長からは、利用増は余り望めないと思うが、地場産、古代の丘との連携や山形鉄道（株）への働きかけ等利用者をふやすような方策を講じていきたいという話を事務局長はしており、後ろ向きの姿勢ではない。ただ、常時勤めている事務局長と職員は頑張っているが、理事、評議員が本当に指定管理者を受託しているという意識があるのかとの指摘もあり、理事会、評議員会で話し合っていく必要があるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、指定管理者制度導入の第1号であり、うまくいってほしい。結果として数字を出すという問題ではなく、まず気持ちよく仕事をしてもらわなければならない。教育委員会が手伝えることは必ずあり、ぜひサポートしてもらいたいとの要望がなされた後、採決した結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第18号 長井市課設置条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、本市のまちづくりの推進に当たり、組織機構を見直す所要の改正を行うため提案さ

れたものです。

審査に際し、総務課長から、みずから考え、みずから動き、課題に取り組むのに適した組織に変えるため組織機構の見直しを行うもので、現在の21課7室39係を23課5室42係にするとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、行政組織機構の方向性を変えるのであれば将来目指す構想が必要ではないのか。一般質問での市長答弁では、構想は示せない、画一的な考えではないとのことだったが、そのときそのときだということになるのか。このようなやり方をしていくとまたぞろ何年か後に整理しなければならなくなり、結局は市民も職員も振り回されていくのではないかと質疑がなされ、総務課長からは、今、行政に求められてる課題に的確に対応できる体制とは何か。また人員構成、年齢分布等職員の状況を総合的に勘案して判断した。子育て、本町の街路事業といった大きな行政課題に機動的に対応していきたいという市長の強い思いで組織を改正するものであるとの答弁を受けたところであります。

さらに委員からは、重点的なことについてのわからないわけではないが、一つしか係のない課をつくるなど組織上いろいろな問題が出てくる。今の段階で首長がしたい思いをストレートに通すために課をつくることになってしまい、結果的に組織いじりにならないかと質疑がなされ、総務課長からは、寒河江市、南陽市、そして県も見直しを図っている。市政を担当するトップの考え方あるいはそれに向けて人、物、金を傾注していくため一番動きやすいところを目指した形が市民の負託にこたえることにもなり、柔軟に考えてもいいと思うとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、縦割り行政を防ぐため議会常任委員会ごとの所管課長が集まる部門会議を3カ月に1回行っているということだが、今

+

までどのようなことがなされ、今後どのように発展させていくのかとの質疑がなされ、総務課長からは、部門会議は今年度新たに設けたもので、目的は定例会前段の協議会にあわせて審議される重要案件や所管で抱える課題について意識を共有しながら調整を行うもので、市長、副市長も出席し、指示等もあった。今後は、日程を調整し、毎月1回開催するとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号 長井市情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、情報の存否を明らかにしない規定、写しの交付に要する費用等について所要の改正を行うため提案されたものであります。

審査に際し、総務課長から、改正の趣旨は、情報の公開請求の際にその情報の存否を明らかにするだけで保護される利益が害されるケースがあり、例外的に当該情報の存否を明らかにしないことができることとするものであるとの説明を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第20号 長井市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、長井市一般職の職員の給与に関する条例附則第20項の規定により給与を減ぜられて支給される職員の育児短時間勤務等による給与の額について所要の改正を行うため提案されたものであります。

審査に際し、総務課長から、昨年12月に議決された一般職職員の給与条例の改正で55歳を超える6級職員の給与を1.5%減じて支給することとした規定を育児短時間勤務にかかわる職員にも適用するもので、本来であれば12月に改正

しなければならなかったものであり、反省しているとの説明を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第21号 長井市心のまちづくり基金条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、積立金を含めた中から予算の範囲内で基金の処分ができるよう所要の改正を行うため提案されたものであります。

審査に際し、企画調整課長から、心のまちづくり関連事業については、心のまちづくり基金で得られた利子を原資として予算の範囲内で実施してきたが、長い期間低金利が続き、今後も継続して事業実施するには利子だけでは困難な状況となったため、積立金本体を予算の範囲内で処分できるようにするものであるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、寄附金の額が減っている原因は何か、PRはしているのかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、大口の寄附を定期的にしていただいた方からの寄附の休止や今までこの基金に寄附されていた方が福祉のためになどはっきり意志を持って別の基金に寄附をしたということが影響している。PRについては、十分しているつもりだが、もっと市民に浸透するPRが必要であると感じているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、今後のまちづくり活動推進補助、顕彰事業の変更はあるのかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、補助金や奨励金の額は設置当時から比べ少額となったが、今の市民の活動やボランティア状況に合致している。今後、応募される内容、推薦されるボランティア活動内容を見て、また心のまちづくり審議会委員の意見を聞いて必要となれば見直すとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、寄附はふえず、利子だけ

でなく積立金にも手をつけることで細っていくばかりになり、最終的に全部使ってしまうとなりはしないか心配だ。これからこの基金を生かすためにどのようにすればいいか考えてほしいし、当面はこの額で運営していただきたいがどうかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、現在の要綱に基づき今の水準を基本としながら基金を使えるとしても事務局を預かる者として慎重にしていきたいとの答弁を受けたところがあります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第22号 長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、国民健康保険事業の健全化を図るため提案されたものであります。

審査に際し、市民課長から、さまざまな運営費の検討を重ねた結果、平成23年度、24年度の運営を維持するためには最低17%程度の国保税の引き上げが必要であることなどの国保運営協議会答申の概要について説明を受けたところがあります。

質疑に入り、委員からは、このたびの国保税引き上げによる影響額は総額で幾らになるのかとの質疑がなされ、市民課長からは23年度は税額で約5,000万円、保険基盤安定繰入金と合わせて7,684万円を見込んでいるとの答弁を受けたところがあります。

また、委員からは、国民健康保険特別会計の一般会計からの繰り入れには市の政策に基づいて繰り入れているものがあり、酒田市、天童市、寒河江市は大きな額になっている。被保険者の負担を減らす効果があると思うが、長井市の場合には全部加入者が負担しているという状況なのかとの質疑がなされ、市民課長からは、県や市が重度心身障害者等の医療費の一部負担金を肩がわりし、負担減を行う医療制度を実施してい

ると国からの補助金が削減される。その削減された分を一般会計から繰り入れてる市があり、大きな差となる。これからますます厳しくなれば財政当局に要望していかなければならないと、思っているとの答弁を受けたところがあります。

また、委員からは、一般会計から繰り入れることはこれ以上無理だということが確定した時点で国保税の引き上げという判断に至るのであればいたし方ないが、先に引き上げありきでは納得できない。長井市も財政の展望ができる状況になったということであり、繰り入れをふやすのでは当たり前ではないか。どの程度国からの補助金が削減されているのかとの質疑がなされ、市民課長からは、重度心身障害者、ひとり親、子育て支援の医療で一部負担金を減じていることにより約1,000万円削減されている。県内では繰り入れをしてない市が多く、今回の予算ではこの分は手当てをしなかったとの答弁を受けたところがあります。

また、委員からは、長井市はここ10年で県内一医療費が上がっているということだが、医療費抑制の対策がおくれているのではないかと、優先順位としては繰り入れが可能かどうか。その後、医療費抑制、そして最後に税の引き上げという順番だ。医療費抑制策についてどういう話し合いがなされ、具体的にどういうことをしてきて、これからどういうことをしていくのかとの質疑がなされ、市民課長からは、医療費の抑制については保健指導など健康課とタイアップして頑張っているが、個別健診の数字がよくないなど反省しなければならない。ジェネリック医薬品の推奨についての対応もおくれており、取り組んでいきたいとの答弁を受けたところがあります。

また、委員からは、市長からは三、四年前から引き上げないとだめだと言われてきたが、今回になったという答弁があった。いきなり17%アップとなるわけで、なぜこの間、何もしてこ

+

なかったのか。対応しなければならぬとわかった時点でどのような検討がなされたのかとの質疑がなされ、市民課長からは、事務サイドでは国保税をもっと早く改定しなければならぬと言ってきたが、市民からは「国保の基金があるので、まずそれを使って国保税を上げない工面をして」という話があったと聞いている。近年の経済不況と医療費の伸びにより基金で賄えない状況が出てきたとの答弁を受けたところである。

さらに委員からは、17%の引き上げは被保険者に見れば激変であり、一気にではなく段階的に上げていくような激変緩和措置はないのかとの質疑がなされ、市民課長からは、最初検討する際はもっと上げなければ基金を確保するのは難しいということであったが、前回並みの17%の引き上げ率がぎりぎりの上げ幅と考え、特に賦課方式をできるだけ低所得者の負担が少ない方法となるようシミュレーションした結果、このような方向になったとの答弁を受けたところである。

また、委員からは、この保険税の引き上げは23年度と24年度しか見ていないが、25年度以降はさらに引き上げざるを得ないということにしなければならないのかとの質疑がなされ、市民課長からは、国の制度設計の問題が根本的なところにある。国民皆保険で最も弱い部分が国民健康保険制度の被保険者であり、国からの国保会計への支援を強力に要望していきたいとの答弁を受けたところである。

ここで市長から答弁を受けるため出席を求め、委員からは、このままでは納得できない。重度心身障害者医療等の一部負担増により国からの補助を削減されている部分を一般会計から繰り入れている市があるが、長井市ではまだそのような手だてをとっていない。一般会計としてはつらいことかもしれないが、補正等でその部分の繰り入れをする等の対応を検討できないかと

の質疑がなされ、市長からは、決して他の市町村と比較して配慮してないというつもりはないが、国負担削減分について一般会計の繰越額の見込める6月以降の補正で検討し、繰入金が増額ができるよう努力したい。このたび上程している国保税の引き上げは大変心苦しいが、会計の健全化を図ることが市民の健康を守るという視点からご理解を賜りたいとの答弁を受けたところである。

また、委員からは、今回17%引き上げて、2年後にまた上げなければ維持できないというのは制度上の問題で、市町村ではどうにもならないところがある。制度を改善していく取り組みを早急にしていかなければならないのではないのかとの質疑がなされ、市長からは、国保制度は自営業者や農業者がたくさんいて収入もふえた時代に制度設計されたが、被保険者の所得はもちろんいろんな状況が大きく変わってきており、全国どこの市町村も同じ状況で、全国市長会や国に対して連携して要望を上げていくよう取り組んでいきたいとの答弁を受けたところである。

また、委員からは、国保会計の逼迫している状態は前からわかっていたということであるが、どう考えているのかについて明らかにしていただきたい。また、負担感を軽減するため納期の8回をふやすということができないのかとの質疑がなされ、市長からは、税率を上げるということは市民が苦勞することになり、やりたくない。その前に収納率のアップや市民の所得をふやすようなこと、さまざまな本当に小さなことかもしれないが、対策をしてきたつもりだ。しかし、結果として医療費も急激な伸びを示し、いよいよどうにもならない状況となり、審議会に図らせていただいたという経過であり、反省すべき点はもちろんあるが、ご理解いただきたい。納期の件では、回数をふやして1回当たりの納付額ができるだけ均一化できるよう全力で

取り組んでいきたいとの答弁を受けたところ  
あります。

討論に入り、委員からは、シミュレーション  
ではもしも17%の国保税の引き上げをしなかつ  
た場合でも平成23年度は基金を充当してどうに  
かしのぐことができる。基金はほぼなくなるが、  
平成23年度中に被保険者の負担の増額や一般会  
計からの繰り入れ、激変緩和措置、納付回数  
の見直し、医療費の抑制策、また基金の積み立て  
や取り崩しの考えをもう一回改めるなどさまざ  
まなことを検討し、あらゆる手段を講じて被保  
険者の負担増や負担感を少しでも和らげるよう  
にできるようにするべきであり、本案に反対で  
あるとの意見が出されたところであります。

また、委員からは、国保税を17%引き上げて、  
2年後さらに引き上げなければ制度がもたない  
という事態に直面し、しかも被保険者の収入が  
年々少なくなっている状況で負担を求めるのは  
かなり厳しい。ただ、ここまで来た状態をさら  
に延ばして解決を図ろうとするのは、また先送  
りすることになり、上げ幅が17%どころでなく  
なる可能性が高い。国民健康保険制度そのもの  
が持つ矛盾、これを何とかしていかなければ解  
決できない課題であることは明らかで、当局は  
もちろん議会も改善に向けて努力していかなけ  
ればならない。市長は、国保会計に対する一般  
会計からの繰り出しについて考慮するというこ  
とであり、2年後の負担をできるだけ少なくす  
るという意味では効果があり、また当面の措置  
として納期をふやす検討もするということで少  
しは前進したのではないかと感じる。できるだ  
け次の次の年度の負担を減らすために努力をし  
ていくことが必要であり、そしてできるだけ早  
く着手するべきだという観点からもこのたびは  
やむを得ないものであり、本案に賛成である  
との意見が出されたところであります。

採決の結果、本案は、賛成多数で原案のと  
おり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号 長井市特別会計条例の一  
部を改正する条例の制定についてご説明申し上  
げます。

本案は、老人保健医療費給付事業特別会計及  
び用地特別会計を廃止するために提案されたも  
のであります。

審査に際し、財政課長から、生涯学習プラザ  
東側の土地の5万9,620平米を平成17年度に土  
地開発公社から用地特別会計を設置し、買収し、  
18年度から支払利子だけを支払ってきた。この  
たび3月補正で3億80万円を土木費から繰り出  
しをして用地会計で一括返済し、用地会計を閉  
じるとの説明を受け、市民課長からは、老人保  
健法は昭和58年3月に施行されたが、平成20年  
4月施行の高齢者の医療の確保に関する法律に  
変更された。3年間は従前の例により特別会計  
を設けるものとするとして、23年3月末で切れ  
るため、この特別会計を廃止するものであると  
の説明を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のと  
おり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号 長井市体育施設条例の一  
部を改正する条例の制定についてご説明申し上  
げます。

本案は、白山森スキー場及び大石小背五郎キ  
ャンプ場を廃止し、パークゴルフ場を開設する  
に当たり、所要の改正を行うため提案されたも  
のであります。

審査に際し、生涯スポーツ課長から、白山森  
スキー場の廃止については、行財政改革推進計  
画に示された市営スキー場を一本化することを  
受け、スキー場運営検討委員会の開催、地元説  
明会等を行い廃止を決定した。大石小背五郎キ  
ャンプ場は、相当の期間使用しておらず、施設  
が老朽化し、危険であるため今年度解体整地工  
事を行った。また、県事業により野川右岸に整  
備されたパークゴルフ場を市民ひとりスポーツ  
の推進、スポーツの振興を図るため教育委員

+

会生涯スポーツ課で管理運営するものであるとの説明を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務・文教常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○町田義昭議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

まず、日程第1、議案第12号 置賜広域行政事務組合規約の一部変更についてから、日程第6、議案第21号 長井市心のまちづくり基金条例の一部を改正する条例の制定についての6件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

日程第1、議案第12号 置賜広域行政事務組合規約の一部変更についての1件について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第2、議案第15号 指定管理者の指定についての1件について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○町田義昭議長 起立全員であります。

よって、議案第15号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、議案第18号 長井市課設置条例等の一部を改正する条例の設定についての

1件について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第4、議案第19号 長井市情報公開条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、議案第20号 長井市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、議案第21号 長井市心のまちづくり基金条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第7、議案第22号 長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、討論の通告がありますので、発言を許可します。

議席番号3番、我妻 昇議員。

(3番我妻 昇議員登壇)

○3番 我妻 昇議員 私は、議案第22号 長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について反対の立場から討論をいたすものであります。

この条例は、国民健康保険事業の健全化を図るため税額を17%程度引き上げるため提案されたものですが、市長の答弁にもあったとおり、数年前から税の引き上げをしなければ立ち行かなくなることがわかっていたにもかかわらず具体的な対応をせずして、いわば問題を先送りし、基金を単に取り崩してきたことに私は大きな問題を感じています。だからこそ私は、これまでのツケをいきなり被保険者の負担を増大させることで穴埋めするというやり方には到底納得できるものではありません。

答申書のシミュレーションを見ますと、23年度仮に保険税を引き上げなくても基金を最大限取り崩すことで辛うじて赤字にはならないことがわかります。したがって、私は、一たん今回の国民健康保険税の引き上げを見送り、23年度中にこれまで検討怠ってきた一般会計からの繰り入れや基金の積み立て、取り崩しのあり方、医療費の抑制策、激変緩和策などを十分に検討した上で24年度からの引き上げに向けて市民の理解を得ていくべきではないかと思うのであります。

加えて年8回の納付回数を9回ないしは10回に改めるなどして負担感の軽減にも努めることを強く求め、この議案第22号に対する反対討論といたします。議員諸兄のご賛同をお願いしますのであります。

○町田義昭議長 通告による討論が終わりました。

これより採決いたします。

議案第22号について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○町田義昭議長 起立多数であります。

よって、議案第22号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第8、議案第24号 長井市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第9、議案第25号 長井市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についての2件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第8、議案第24号 長井市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第9、議案第25号 長井市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告